

## 8月23日委員会資料

松本ひさし元議員による政務活動費の会計処理について（事例）

平成 29 年 8 月 23 日  
墨田区議会自由民主党

内部調査の結果、下記の事例が確認されましたので、ご報告いたします。

1. 内容

平成 29 年 1 月頃、本会所属議員 1 名が、政務活動費 213,073 円（平成 28 年 11 月～29 年 1 月支払い分）を経理責任者たる松本元議員に請求したところ、当該金額の支払いがなされなかった。

2. 調査日

平成 29 年 7 月 25 日

3. 調査の方法

内部調査責任者たる佐藤議員からの指示により、本会所属議員がそれぞれ過去の政務活動費の請求履歴と事務局に提出した請求書類の突合作業を行ったところ、区議会事務局に提出されていない請求書類があることが判明し、当該金額について、請求者が受領していない事実が判明した。

以上



日付	被害金額 (自認、円)	会派管理口座 残高(円)	A金融機関(会社名義)			当該日以降の出金履歴 (自認、一部推定含む) 振込手数料を除く			B金融機関(個人名 義)への入金日・額 (円)			当該日以降の出金履歴 (自認、一部推定含む) 振込手数料を除く			C金融機関(個人名 義)への入金日・額 (円)			当該日以降の出金履歴 (自認、一部推定含む) 振込手数料を除く		
			入金日	入金額(円)	出金日	支払先	出金額(円)	入金日	入金額 (円)	出金日	支払先	出金額 (円)	入金日	入金額 (円)	出金日	支払先	出金額 (円)			
					10月14日	個人	160,000													
					10月14日	法人	42,000													
					10月14日	法人	35,500													
					10月14日	個人	30,000													
10月24日	300,000	3,043,568	10月24日	140,000	下記小計		150,000	10月24日	120,000	下記小計		120,700								
					10月24日	個人	100,000			10月24日	個人	50,000								
					10月24日	個人	50,000			10月24日	個人	50,000								
					10月24日	法人	20,700			10月24日	法人	20,700								
10月31日	1,000,000	1,840,428	10月31日	780,000	下記小計		948,206													
					10月31日	法人	16,000													
					10月31日	法人	14,000													
					10月31日	個人	6,000													
					10月31日	個人	150,000													
					10月31日	法人	50,000													
					10月31日	個人	20,000													
					10月31日	個人	10,000													
					10月31日	個人	8,000													
					10月31日	法人	100,000													
					10月31日	個人	20,000													
					10月31日	個人	100,000													
					10月31日	個人	100,000													
					10月31日	個人	20,000													
					10月31日	個人	34,290													
					10月31日	個人	55,000													
					10月31日	個人	80,000													
					10月31日	法人	27,195													
					10月31日	法人	21,600													
					11月7日	法人	27,774													
					11月7日	個人	36,547													
					11月7日	法人	35,500													
					11月7日	法人	5,000													
					11月7日	法人	5,500													
					11月7日	法人	5,800													
11月12日	50,000	773,803																		
11月30日	180,000	33,373	11月30日	230,000	下記小計		226,268													
					11月30日	法人	14,000													
					11月30日	法人	50,000													
					11月30日	個人	50,000													
					11月30日	法人	50,000													
					11月30日	法人	2,268													
					11月30日	個人	55,000													
					11月30日	法人	5,000													
3月14日	20,000	58,779	3月15日	71,000	下記小計		70,000													
					3月15日	個人	30,000													
					3月15日	法人	40,000													
3月17日	50,000	8,779								3月17日	25,000	3月17日	個人	25,000						
4月11日	400,000																			
4月11日	2,500,000	6,760,121	4月11日	2,510,000	4月11日	個人	2,500,000													
4月14日	1,000,000									4月14日	320,000	下記小計		308,946	4月14日	700,000	4月14日	個人	700,000	
4月14日	300,000	5,320,122										4月14日	法人	154,892	4月14日	168,000	4月14日	法人	167,695	
4月21日	100,000	4,863,788										4月14日	法人	154,054						
4月26日	800,000	3,563,788	4月26日	16,000	下記小計		12,625													
					4月26日	法人	4,428													
					4月26日	個人	8,197													
4月28日	800,000	2,660,648	4月28日	690,000	下記小計		698,963	4月28日	60,000	未記帳のため使途不明										
					4月28日	法人	21,600													
					4月28日	個人	55,000													
					4月28日	法人	16,000													
					4月28日	法人	14,000													
					4月28日	法人	50,000													
					4月28日	個人	20,000													
					4月28日	個人	10,000													
					4月28日	個人	9,000													
					4月28日	個人	100,000													
					4月28日	法人	100,000													
					4月28日	法人	20,000													
					4月28日	個人	100,000													
					4月28日	個人	100,000													
					4月28日	個人	34,290													
					5月8日	個人	29,073													
					5月9日	個人	20,000													
5月1日	300,000	2,360,648													5月1日	200,000	5月1日	個人	200,000	
5月8日	100,000	2,260,648																		
5月11日	100,000	2,160,648	5月11日	95,000	5月12日	個人	100,000													
5月12日	100,000	2,060,648																		
合計	18,400,000			10,492,000			11,242,357		3,037,000			2,946,140		1,068,000					1,067,695	

凡例	会社名義	有限会社マツモト	有限会社マツモト
	個人名義	松本久	松本久

以上

## 政務活動費会計管理の方法について

平成29年8月23日

墨田区議会公明党

## 1. 経理責任者について

会派総会の同意を経て、選出された2名が「政務活動費の運用指針」に基づき運用する。任期についての定めはないが、現在は経理経験者が継続して従事している。

## 2. 具体的な管理の方法

- ・経理責任者が通帳及びカードを保管し、出納管理にあたる。
- ・議員から月ごとに使用した合計金額が明記された表紙に実績報告書を添付する形で請求書が提出された段階（時期は議員の随意）で、内容を確認のうえ、経理責任者が口座から引き出した現金にて当該議員に支払う。その際、個人専用の領収袋に金額を明記し、受け渡しにおいては必ず受領印をもらう。併せて先に提出した請求書の表紙にも受領日を記載し、受領印をもらう。
- ・経理責任者は業者への振り込みや口座引き落としの際に、管理している経理ノートに、口座からの振り込みまたは引き出し日、支払先、金額、内容について記述する。
- ・現金引き出しの場合は通帳にも内容を記載する。

## 3. 政務活動費の決算及び監査体制

- ・4月に入ったら実績報告書、通帳、経理ノートを確認しながら、企業会計ソフトを活用し、入力。添付書類の不備を確認して、決算が整った段階で、党本部に会計書類一式（運用指針の写しも含む）を送付。外部法人からの監査を受け、書面または党本部にての対面での指摘事項を修正し、確認を得た後、区議会事務局に提出。
- ・事務局における確認を得た段階で、会派に報告、承認を得る。
- ・区長への返還金があれば、返還手続きを行う。

## 4. その他

- ・通帳とカードについては会計責任者のどちらか個人が保管せず、2名の共通認識のもと、鍵付きの保管場所を決め、いつでも確認できるようにする。

平成29年8月23日

地域連合「すみだの絆」

会派における政務活動費の管理について

地域連合「すみだの絆」では、29年度より、以下の様に、政務活動費を管理しています。

- ① 前期・後期の年2回(1回当たり140,000×2人×6か月=1,680,000)会派通帳に振り込みがなされたことを経理責任者が確認し、経理責任者以外の会派所属議員に一定額(18期は、期当たり400,000円)
- ② 経理責任者には、分配せず、少額でも通帳に記帳し、明細を明らかにしている。
- ③ 会派として共通で使用するものは、基本的にカードによる振り込み(通帳記入も行う)、又は引き落としとし、通帳に記帳している。
- ④ 年度末に、経理責任者以外の所属議員は、政務活動費実績報告書Ⅱを区議会事務局に提出し、確認を受ける。(A)。
- ⑤ 経理責任者は、自身の使用分(B)、会派共通使用分(C)、また会派通帳の写しを区議会事務局に提出。(通帳による金利等の確認)
- ⑥ (A)+(B)+(C)を合算し、会派使用金額を確定し、実績報告書を最終決定。届け出。

\*尚、使途については、「政務活動費の運用指針」に則り、議員個人の責任において適正に処理することとしている。

\*通帳及び印鑑、カードは経理責任者が保管している。(原則、引き出し、振り込み、通帳記入は庁舎内のATMのみとし、庁舎外には持ち出さない。)

平成 29 年 8 月 23 日

墨田区議会民進党

## 墨田区議会民進党 政務活動費運営ルール

- ・墨田区議会政務活動費手引き(現政務活動費運営指針)に則り政務活動費を支出している。
- ・原則として領収書を引き渡した時点で、その支出金額を会計担当が渡している。
- ・必要額以上の引き出しはおこなわないようにしている。
- ・銀行の通帳およびキャッシュカードは控室内で管理。原則として持ち出さないことにしている。
- ・通帳の記帳については、適时会派内でおこなっている
- ・年度末の収支報告では会計担当が取り纏めた上で、会派内で金額と収支報告書をダブルチェック。会計担当だけに全てを任せないようにしている。
- ・収支報告書を会派内でダブルチェックをした上で、事務局にも確認をお願いしている。